

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成20年8月の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月1日から同年9月1日まで

A厚生年金基金記録とオンライン記録との突合の結果、同基金の申立期間の報酬標準給与月額、従前の報酬標準給与月額との差額が2等級以上となったため、報酬標準給与月額変更手続により、24万円と届けたので24万円に訂正されている。しかし、オンライン記録の標準報酬月額は同年8月まで20万円となっているので、申立期間の標準報酬月額を20万円から24万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年5月23日に20万円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいず

れか低い方の額を決定することになる。

申立期間のうち、平成 20 年 8 月については、申立人から提出された給与明細書から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が 22 万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 24 万円であり、当該訂正前の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、22 万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 7 月については、申立人から提出された給与明細書から、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 24 万円であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円であり、当該訂正前の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から同年11月まで

私は、A社を退職した直後の昭和55年6月頃にB町役場において、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年10月頃に払い出されており、同年9月17日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の妻は、申立期間において共済組合被保険者であったことから、制度上、当該時点から遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、申立人の記憶が曖昧である上、関係者の証言も得られないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から57年12月まで

申立期間は学生であったが、納付する義務があると言われ、母親が国民年金の加入手続を行い、遡って納付してくれた。母親は亡くなっているため詳細は不明だが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に亡くなっていることから、当時の状況を聴取することができない上、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月頃に払い出されている上、申立期間直後の58年1月から60年3月までの国民年金保険料が同年4月30日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたと推認でき、その時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月2日から同年11月1日まで
② 昭和56年3月2日から同年4月6日まで
③ 昭和62年3月1日から同年4月1日まで

申立期間①について、A社の社長に相談したところ、昭和52年9月と同
年10月の保険料を給与から控除するので当該期間の被保険者期間は継続す
ると言われた。申立期間②について、B社の社長に相談したところ、56年
3月の保険料を給与から控除するので当該期間の被保険者期間は継続する
と言われた。申立期間③について、C社の社長から、62年3月31日まで雇
用して、同年2月分の給与から同年3月の保険料を控除するので当該期間は
被保険者期間になると言われた。また、娘の出産が同年*月*日だったので、
同年3月末日を退職日とする手続をしてもらった。調査の上、申立期間を厚
生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社で勤務していたと申
し立てている。

しかしながら、申立人より先にA社に勤務していたとする同僚は、申立人と
同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、複数の同僚が、入社日と
厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違している旨供述している。

また、申立人及び上記の同僚を含む7名の者が、昭和52年11月1日に厚生
年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時、A社においては、一
定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和60年12月29日に厚生年金保険の適用事業所ではな
くなっており、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期
間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができ
ない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社で勤務していたと申
し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録によると、B社における資格取得日は、昭和56年4月6日となっており、オンライン記録と符合している上、申立人とほぼ同時期に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に係る雇用保険の資格取得日もオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、上記の同僚からは、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、B社は廃業しており、事業を承継したとされるD社、E社及びF社のほか、これらの会社が加入していたG健康保険組合、H健康保険組合及びI厚生年金基金には当時の資料は保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録によると、C社の離職日は、昭和62年2月28日となっており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

また、C社が加入していたJ健康保険組合が保管している申立人に係る被保険者原票の資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、昭和62年3月9日に申立人の健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、C社は廃業しており、事業を承継したとされるD社、E社及びF社には当時の資料は保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 10 日から 51 年 7 月 5 日まで
② 昭和 53 年 4 月 27 日から 54 年 8 月 31 日まで

申立期間においても、A社に正社員として勤務し、主に現場作業に従事していたが、昭和 53 年 2 月 1 日から同年 4 月 26 日までの期間を除き厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと申し立てており、申立人の雇用保険の記録は、昭和 50 年 5 月 16 日から 51 年 3 月 12 日までの期間であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、当該期間のうち、昭和 51 年 2 月及び同年 3 月を除く全ての期間の保険料を納付していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

また、申立人は労働者災害補償保険の給付を受けたとしているところ、昭和 54 年 5 月 16 日付けで労働者災害補償保険の休業補償給付がされているが、事業場名はB事業所となっており、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は確認できない上、A社とB事業所との関係を確認することができない。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡している上、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月30日から33年3月1日まで
A病院（現在は、B病院）に昭和32年10月30日から見習看護婦やレントゲン室の助手として働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院から提出された申立人に係る人事記録（写）から、申立人は、申立期間においてA病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、看護婦資格を持っていた同僚は、「資格を持っている医師や看護婦以外は見習期間があったと思う。」旨供述しており、申立人の前任のレントゲン室助手だった同僚も、「見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入できないと説明を受けた。」旨供述していることから、A病院では、全ての職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記のレントゲン室助手だった同僚は、「厚生年金保険に加入してから保険料が給料から控除されるようになった。」旨供述している。

さらに、B病院は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無いため申立人の保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年4月11日まで
A社を退社後、一時金の手続をしたことも受給したことも無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や支給年月日などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和27年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和27年5月20日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。